

婦人関係資料シリーズ NO.7

封建性についての調査

労働省婦人少年局

は し が き

この調査は、封建性をなくすことを目標とした第二回婦人週間中に、20歳以上の男女を対象として行つたものですが、婦人の成長を妨げるふるい封建的な考え方が婦人自身にも、男子の側にもまだまだ残つているようです。ひとりひとりが立派な市民になり、社会のために役立つためには、まだ残つている封建的な習慣や考え方を取除く必要があります。

この調査の結果が、封建性をなくすために役立つことを願つて、広く世の方々におめにかけることにいたしました。

・ 1951年4月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き	1
I 調査の概要	8
1. 調査の目的	8
2. 調査期日	8
3. 調査方法	8
4. 調査地域	8
5. 調査対象	8
6. 調査地点及び調査対象者の抽出	8
(1) 調査地点の抽出	8
(2) 調査対象者の抽出	8
II 調査の結果	4
1. どんな人達が調査されたか	4
2. 調査の結果	6
(1) 女は結婚したら夫の家の家風や習慣に従わなければならないでしょうか、それとも従わなくてもよいでしょうか	6
(2) 子供達がみんな家業とはちがう仕事をしたいと云っています。そうすると先祖代々つづいた家業をつぐ者がなくなるのですがそれでもかまわないでしょうか	8
(3) 自分が結婚したいと思う相手がどうしても親の気に入らないのですが、この場合あなたならどうしますか	9
(4) 夫が急にまとまったお金が必要になつたので、妻には話もしないで妻の簪物や指輪などを売つてそのお金を調達しました。その場合夫として妻の承諾を得なくてもかまわないでしょうか	11
(5) 女は自分というものがはつきりきまらないうちに結婚するのが好ましいと思いますか	15
(6) 長男は家をつぐ者として、他の弟妹よりも特別に大切にしなければならないでしょうか	16
(7) お金を前借して子供を年俣葬公に出すことがありますか、これは親としてどうでしょうか	15
(8) ある人から娘を嫁にくれとたのまれたのですが娘は気がすすみません。でもその人では大変世話になつて居るのですが、どうしたらいいでしょうか	18

(9) くらしには困らないのですが妻が自分の仕事を家の外に持つことに賛成ですか、反対ですか.....	19
(10) 家事の手伝は男の子より女の子にさせるのがよいと思いますか.....	20
(11) ある人が大変よい結婚の話を持って来てくれましたが相性がよくないと云われました。この場合あなたならば断りますか、それとも相性などにはこだわりませんか.....	21
(12) お砂糖の配給があつたので目方をはかってみたら大分足りないのです。この場合あなたは配給所に申出ますが、だまつていますか.....	22
正 あ と が き.....	22

統計表目次

第1表 男女別、市部郡部別調査対象者.....	4
第2表 年齢別調査対象者及び全国人口比較.....	4
第3表 封建性についての調査及びよみかき能力調査における男女別学歴分布.....	5
第4表 調査対象者の配偶関係.....	5
第5表 調査対象者の家族員数.....	5
第6表 有配偶者の子供の数.....	5

統計図表目次

第1図 家風や習慣についての考え方(男女別、年齢別).....	7
第2図 家業存続に対する考え方(男女別、市部郡部別).....	9
第3図 自分が結婚したいと思う相手が親の気に入らなかつた時の考え方(未婚の男女別).....	10
第4図 家の後継者として長男を尊重することについての意見(男女別、学歴別).....	14
第5図 前借して子供を年明奉公に出すことについての意見(男女別、市部郡部別).....	16
第6図 義理人情と娘の結婚についての意見(男女別、市部郡部別).....	19
第7図 迷信と結婚についての考え方(男女別、年齢別).....	22

× × × × ×

附録I 質問別統計表.....	24
II 調査票.....	36
III 調査地域表.....	37

封建性についての調査

I 調査の概要

1. 調査の目的

婦人がはじめて参政権を行使した日を記念して、第2回婦人週間が昭和25年4月10日から一週間にわたつて開催された。この第2回婦人週間は、婦人の地位向上を妨げている封建性の打破と、婦人自身の権利、義務についての認識を新たにするを目標として行われたが、この調査は婦人週間の行事の一つとして、一般の考え方にどれだけ封建的なものが残っているかを見ようとしたものである。

民主主義の世の中になつて、すべての人がその人格の尊厳と、平等を認められている現在、家父長を中心とする封建的な家族関係や夫の権力に対する妻の無能力者扱い、男尊女卑の観念等は到底両立することのできないものであろう。この観点に立つて、以下の12の質問は「家」あるいは夫の権力に対して、または義理人情や迷信に対して、どれだけの者が個人の基本的な権利、義務についてはつきりした認識を持っているかをみるために選ばれたものである。

2. 調査期日 昭和25年4月10日—4月16日(婦人週間中)

3. 調査方法 各調査地域において調査員を依頼し、面接法により調査

4. 調査地域 全国60市区町村(寄附調査地域表参照)

5. 調査対象 満20歳以上の男女3,000名

6. 調査地点及び調査対象者の抽出

(1) 調査地点の抽出

調査地点(市区町村)を決めるためには、全国を市部及び部郡に大別し、昭和22年臨時国勢調査の産業別人口を使つてその各市区町村を産業構造によつて層化した。次ぎにその一層の人口とその層の含む市区町村人口の比を算出してその割合でそれぞれの市区町村が当るようにより層を抽出し、又層別人口に比例して3,000をそれ等の地点に配布した。

(2) 調査対象者の抽出

調査地点における個人の抽出のためには、地域全体に総数を割りあてると、調査員が全地域を歩かなければならないので、便法としてまずいくつかの部落を抽出し、その部落のなかから対象者個人を一定の抽出間隔(調査適格者数÷調査対象者数÷抽出間隔)ごとに機械的に物資配給台帳より抽出し、決定した。(註 調査適格者=地域内の満20歳以上の男女)

II 調査の結果

1. どんな人達が調査されたか

調査票の回収率は93%で、2,808名が有効票として集計されたが、質問の分析に入る前にこれら調査対象者の性別、年齢、学歴、配偶関係、職業などについて述べ、回答に現れた各種意見の参考としたい。

まず男女の割合であるが、調査総数2,808名のうち、男子は1,131名で全体の40.3%、女子は1,677名で59.7%であつた。これを昭和22年臨時国勢調査の20歳以上の男女別人口比率の男子47.5%、女子52.5%にくらべると、本調査では女子の割合がやや多くなつてゐる。

市部及び郡部における男女の割合は総数における男女比とはほぼ同様である。(第1表参照)

年齢については調査対象者を年齢別に昭和22年臨時国勢調査の年齢別人口と比較すると、第2表の通りで、本調査のサンプルがかなりよく日本全体の人口を反映していると見てよいであろう。

第2表 年齢別調査対象者及び全国人口比較

調査名 男女別 年齢別	調査対象者					昭和22年国勢調査				
	実数		百分比			実数		百分比		
	総数	男	女	男	女	総数	男	女	男	女
総数	2,808	1,131	1,677	100.0	100.0	44,202,502	21,002,309	23,200,193	100.0	100.0
20-29歳	864	321	543	28.4	32.4	13,251,986	6,174,458	7,077,528	29.4	30.5
30-39歳	679	269	410	23.8	24.4	10,107,706	4,705,215	5,402,491	22.4	23.3
40-49歳	544	231	313	20.4	18.7	8,315,506	4,183,369	4,132,137	19.9	17.8
50-59歳	390	176	214	15.6	12.8	6,041,080	3,063,302	2,977,778	14.6	12.8
60歳以上	309	128	181	11.3	10.8	6,486,224	2,875,965	3,610,259	13.7	15.6
記入なし	22	6	16	0.5	0.9					

調査対象者の学歴をしらべると、最も多いのは高等小学校卒業程度の者で、全体の40%を占め、これに次いで小卒28%、中卒21%、専卒以上の者5%となつてゐる。学歴は男子と女子ではかなりの開きがあり、女子では小学校へ行かなかつた者や小学校卒業程度の者が男子より多いが、男子には専門学校以上を出た者が多くなつてゐる。このことは、後の質問の回答にも現れてゐるような男子と女子の物の考え方や生活態度の相違を形造る一つの原因となつてゐるであろう。

男女の学歴の差については、同様の傾向が昭和23年8月によみかき能力調査委員会が実施した「よみかき能力調査」の結果にもあらわれているので、参考のために掲げれば第3表の通りである。

第3表 封建性についての調査及びよみかき能力調査における男女別学歴分布

調査名 男女別 学歴別	封建性調査		よみかき能力調査	
	男	女	男	女
総数	100%	100%	100%	100%
不識字	2	6	1	4
小卒	21	33	19	33
高小卒	47	35	46	37
中卒	19	22	24	25
専以上	10	2	10	1
不明	1	2	0*	0*

註 0*は1%未満
よみかき能力調査 15-64歳 昭和23.8実施
封建性調査 20歳以上 昭和25.4実施

配偶関係については、男子では有配偶者74%、未婚19%、死離別6%であるが、女子では有配偶者68%、死離別18%、未婚13%で、死別や離婚、あるいは別居などで配偶者のいない者が女子に多く、男子の3倍に達していることは注目すべきである。未婚者は男子19%、女子13%で男子の方が率が高いが、男女とも未婚者は郡部より市部に多い。

第4表 調査対象者の配偶関係

市部郡別	未婚別	総数	%	配偶関係			
				未婚	有配偶	死離別	記入なし
総数	男女	1,131 1,677	100% 100	19% 13	74% 68	6% 18	1% 1
市部	男女	484 660	100 100	22 17	71 65	7 17	0 1
郡部	男女	697 1,017	100 100	17 11	75 70	7 18	1 1

市部郡別	家族員数		家族員数						
	実数	%	1人	2人	3人	4人	5人以上	記入なし	
総数	2,808	100%	1%	6%	10%	14%	69%	3%	
市部	1,094	100	3	9	14	18	53	3	
郡部	1,714	100	1	3	6	11	74	3	

第5表 調査対象者の家族員数

市部郡別	有配偶者総数		子供の数						
	実数	%	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	記入なし
総数	1,979	100%	10%	18%	17%	16%	3%	22%	4%
市部	736	100	11	21	20	21	19	14	16
郡部	1,241	100	10	16	16	14	15	26	4

家族員数は5人以上の者が圧倒的に多く、全体の69%を占めている。殊に郡部では5人以上の家が74%で、市部の53%を21%も上廻つており、郡部に大家族の世帯が多いことを示している。

子供の数を有配偶者についてみると、5人以上を持つ者が一番多く28%、次は1人(18%)、2人(17%)、3人(16%)の順になつてゐる。子供の数は市部と郡部ではかなりちがつていて、郡部では5人以上がモードであるが、市部では1人及び3人がモードとなつてゐる。

調査対象者の職業をしらべると、配偶者のある男子では96%までが職業を持っており、無職3%、記入なし1%となつてゐるが、女子で本職を持っている者は24%、あとは内職をしている者3%、家事の手伝いをしてゐる者17%、家事のみをする者48%、無記入8%となつてゐる。この傾向は調査対象者の配偶者の職業についてみても同様で、男子の調査対象者は27%が、その妻に本職を持たせてゐる、つまり共稼ぎをしているが、48%が家事のみをする妻を持つてゐる。また女子の調査対象者の98%は、その夫が何らかの職業を持つてゐる。職業の種類も男子対象者の職業と同じで、農業が最も多く、次いで俸給生活者、商工業その他の自営者の順になつてゐる。

2. 調査の結果

(1) 女は結婚したら夫の家の家風や習慣に従わなければならないでしょうか、それとも従わなくてもよいでしょうか。

	総数	男	女
従わなければならない	84%	78%	88%
従つた方がよい	36%	37%	36%
事による	26%	29%	24%
従わなくてもよい	3%	5%	1%
わからない	1%	1%	1%
	100%	100%	100%

従来一般に家庭の中には、封建的な家族制度意識や家族関係があると言われており、特にその「家」の拘束を最も強く受けるのが嫁であるとされてゐた。終戦後新しい憲法によつて、夫婦の同等の権利と男女の本質的平等が強調され、また民法をはじめ種々の法律が改正されて戸主を中心とした「家」の制度も全面的に廃止され、婦人の地位は法律の上からは極めて向上したのであるが、実生活における一般の意識はどのような状態にあるかを知るために、まずはじめにかけられたのが、上に掲げた第1問である。

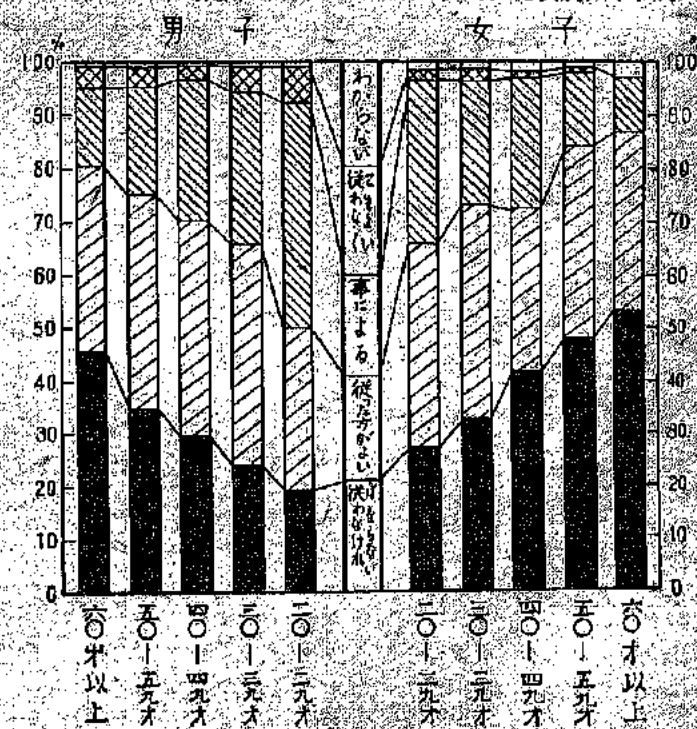
回答の結果を男女についてみると、女子の場合では「従わなければならない」と答えた者の割合が最も高く全体の88%を占め、次いで「従つた方がよい」36%、「事による」24%の順となり「従わなくてもよい」と答えた者は僅かに1%に過ぎない。「従わなければならない」と答えた者と「従つた方がよい」と答えた者を合すると74%という割合を示し、大体文句なしに家風や習慣には従うべきだという意見が圧倒的であることが分る。しかしながら、従うか従わないかは「事による」として批判的な立場に立つ答がともかく24%あるということも見逃し得ない数字である。男子についてみると「従つた方がよい」という答が第一位で37%、「事による」29%、「従わなければならない」28%、「従わなくてもよい」5%という順である。女子との比較をみると、「従わなければならない」という答では女子の方が10%高く、「従つた方がよい」「事による」という答では男子の方がいずれ

も僅かに高い割合を示し、「従わなくてもよい」という答では男女いずれも極めて低い割合ではあるが、男子の方が女子の5倍という割合を示している。以上によつて家風や習慣に従うべきだという考え方は男子よりも女子に多く、反対に従わなくてもよいという考え方や、事によるという批判的な考え方は女子よりも、男子に多いという結果が現われている。

市郡部別の割合をみると、「従わなければならない」と言つてゐる者が、男女ともに市郡よりも郡部の方が高率で、男子32%、女子は42%であり、市部では郡部よりも男で9%、女では11%だけ低くなつてゐる。これにひきかえ、「従つた方がよい」という者は男女とも市部の方が僅かに高く、「事による」、「従わなくてもよい」という批判的な者になると、市部は郡部をはるかにひきはなしてゐる。このことは一般に従来では、農村における嫁の地位は、夫よりもまず、しゆうと、しゆうとめ、によつて「家風に合うか」、「働きがよいか」等についてたしかめられた末、はじめて家族の一員として承認され、安定したものであるから、結婚したなら個人の自然の感情をこころして一刻も早く夫の家の家風や習慣に従おうとする家族主義的な意識がまだ根強く残つてゐるとみてよいであらう。

このような「家」に対して自己を没却すべきであるという考え方は、男女とも年齢の高い者ほど多く、殊に60歳以上の女子になると、その過半数の54%が、夫の家の家風や習慣には「従わなければならない」と答えてゐる。しかし、20歳代の若い者では、従うべきかどうかは「事による」という考え方が多く、女子では32%、男子では42%を占め、60歳以上の女子の11%、男子の15%をはるかに上回つてゐる。「従わなくてもよい」と答えた者は、20歳代の男子の7%が最高で、60歳以上の女子には「従わなくてもよい」と答えた者は一人もいなかった。

第1図 家風や習慣についての考え方(男女別、年齢別)



注 1.

憲法第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

民法第750条

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

家事審判法第1条

この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。

(参考) ○民法第751条、第752条、第763条、第770条

○旧民法第749条、第768条、第780条

○旧民法第4編親族のうち、第2章戸主及び家族に関する規定(第732条乃至第784条)は、新民法からは全部削除された。

(2) 子供達がみんな家業とはちがう仕事をしたいといっています。そうすると先祖代々つづいた家業をつぐ者がなくなるのですが、それでもかまわないでしょうか。

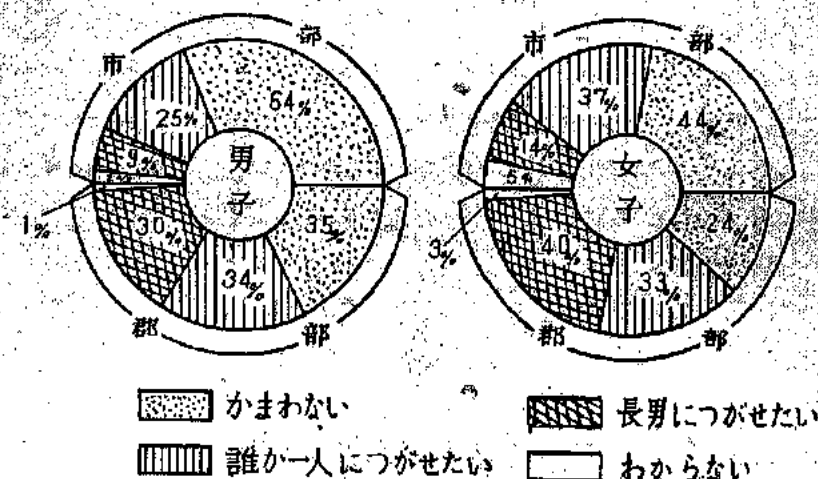
	総数	男	女
かまわない	37%	46%	32%
誰か一人につがせたい	33	31	34
長男につがせたい	27	22	30
わからない	3	1	4
	100%	100%	100%

過去の封建的な家族制度の社会では、その単位が家中心であつたから、代々その家業をうけつぐ事が恰も義務であるかの如く考えられていた。従つて事実上子供達にとつて、職業の自由は許されなかつたが、明治以後、一般に長男を除いては、親子は別々の職業を持ち、別の世帯をもつ傾向が普遍化してきているが、旧来の家業第一という意識がどの程度に残っているであろうか。この質問に対する回答に現われた結果をみると、子供に家業をつがせたいという気持が一般に相当強く残っており、特に女子にそれが顕著に現われていることが分る。

上に示した通り、「誰か一人につがせたい」あるいは「長男につがせたい」という家業の存続を願う者が男子においても過半数である53%を占め、女子では64%にも上つていることは注目すべきである。

この気持は郡部に一層濃く、「長男につがせたい」あるいは「誰か一人につがせたい」と答えた者の割合は男女共に郡部の方が市部よりも圧倒的に高い割合を占め、殊に女子では「長男につがせたい」と今なお長男に対する期待を強くみせている者が40%に達し、市部における女子の2.8倍強になつている。この傾向は同時に家業をつぐ者がいなくても「かまわない」という者が市部に特に多いことと対照をなしているが、この考え方の著るしい相違は、家族労働に依存しなければならない農業や

第2図 家業存続に対する考え方(男女別、市部郡部別)



漁業の多い郡部と、停給生活者の多い市部との職業構成や社会構成の違いからくる必然的な結果とみることができるとであろう。

有配偶者を職業別にみても、「長男につがせたい」という者が農業に殊に多く、男子では42%、女子では56%と他をはるかにひきはなしている。

未婚者では、半数以上の男子が家業をつぐ者がいなくても「かまわない」と答えているが、女子では「誰か一人につがせたい」と主張する者が最高で42%を占めているのは興味深い。

註 2

憲法第22条第1項

何人も公共の福祉に反しない限り居住、移動及び職業選択の自由を有する。

職業安定法第2条

何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。

(3) 自分が結婚したいと思う相手がどうしても親の気に入らないのですが、この場合あなたはどうしますか。

	総数	男	女
親の言葉に従う	38%	30%	44%
自分の思う通りにする	41	49	38
その他	12	15	10
わからない	9	6	10
	100%	100%	100%

家庭生活において、婚姻はその根柢をなすものであるが、従来の日本では子供の結婚は、親の意思で決定され本人達の自由意思による結婚は許されないので普通であつて、旧民法第772条は「子

「婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」としていたが、憲法第24条は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とし、この原則にそつて従来の民法も昭和22年にその大部分にわたつて改正が行われた。法制上のこのような措置に対して、一般の意識は現実はどう変つたであろうか。もしも自分で選定した配偶者を親が気に入らなかつた場合にはどうするであろうか、社会によくありがちなこの問題について、質問票によりその回答をしらべてみると、女の場合では回答者総数1,677名のうち「親の言葉に従う」という者が最も多く全体の44%で、「自分の思う通りにする」と答えた者36%、「その他」10%の順になつてゐる。

男子では「自分の思う通りにする」という答が第一位で49%、親の言葉に従う」という者が30%、「その他」が15%という順であるが、本人たちの意思が最も尊重されなければならない結婚という問題についても、今なお親の言葉に従わなければならないと考えている者が、かなり多い事実が現われている。特にそれが男子の場合よりも女子の場合に、より顕著であるということは、いろいろな原因があるであろうが、現在の日本において女子の経済的能力の低いという現実が、女子の考え方に影響を及ぼしているのではあるまいか。

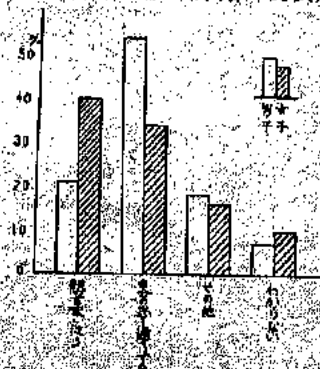
これを市部及び郡部についてみても、男子の場合には市部郡部のいずれにおいても、「自分の思う通りにする」という者が最も多いのであるが(市部54%、郡部46%)、女子では、「自分の思う通りにする」という者が市部では最も高い率を占めているが、郡部では「親の言葉に従う」という者が最高(51%)で「自分の思う通りにする」と答えた者を20%もひきはなしている。

年齢別では、男子が20歳代から50歳代に至る各年齢層とも「自分の思う通りにする」という者が最も多い割合を占め、「親の言葉に従う」という者が多いのは60歳以上の年青の年齢層のみであるのに、女子の場合には、「親の言葉に従う」と答えた者があらゆる年齢層を通じ、最も高い率を占めていて、男女の相違をはつきりと示している。

未婚婚別にこれをしらべると、未婚の女子には親まかせの気が強く、男子の未婚者では「親の言葉に従う」という者21%、「自分の思う通りにする」者54%であるのに、女子では40%が「親に従い」、「自分の思う通りにする」者は34%、男子にくらべて20%の開きがある。

有配偶者を職業別にみると、農業に従事する男子及び農業者を夫に持つ妻とも、配偶者の選定については「親の言葉に従う」という者が最も多くて、事務的な業務にたずさわる俸給生活者の男子及びその妻の「自分の思う通りにする」という者が最も高率を占めているのと対照的である。

第3図 自分が結婚したいと思う
相手が親の気に入らなかつた時の考え方
(未婚の男女別)



註 3

憲法第24条 前掲(7頁)

民法第787条

未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することが出来ないときも、同様である。

民法第739条第1項

婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その効力を生ずる。

旧民法第772条第1項

子が婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ男ハ満30年女ハ満25年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス

旧民法第750条第1項

家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

(参考) 戸籍法第74条、戸籍法施行規則第56条

旧民法第763条

(4) 夫が急にまとまつたお金が必要になつたので、妻には話もしないで妻の着物や指輪などを売つてそのお金を調達しました。その場合夫として妻の承諾をうけなくてもかまわないでしょうか。

	総数	男	女
かまわない	3%	1%	4%
相談はしなければならない	44	38	48
承諾をうけなければならない	52	60	47
わからない	1	1	1
	100%	100%	100%

昭和22年に民法が改正されるまで、日本の婦人は夫の家に入ると同時に無能力者として法律上の行為を制限され、妻の財産はすべて夫の管理の下におかれ、その使用、収益は夫にまかせられていたから、たとえ結婚前の財産に対する所有権は妻に属していてもその権利はきわめて薄弱なものであつた。殊に結婚後得た財産でどちらのものともわからないものについては、すべて夫のものとなつていたので、夫は妻に無断でそれを処分することもできたわけである。しかし、新民法においては、両性の本質的平等の見地から妻の財産権をみとめ、夫も勝手にこれを処分するわけにはゆかなくなつたのであるが、新民法施行後満3年を経た現在、婦人の権利はどれだけ一般に認識されているであろうか。

回答に現われた数字によつてみると、全体の52%が、「承諾をうけなければならない」と答えて

いるが、今なお、「かまわない」と思っている者が3%いる。殊にこの率は男子では1%であるのに、女子では4%で、解放された当の女子の方が男子より高くなつており、権利を与えられてまだ目の浅いわが国の婦人に自己の権利についての認識がまだ徹底していないことを物語っている。

年齢別にこれを見ると、男子では20代から60歳以上の各年齢層とも「承諾をうけなければならない」と答えた者が最も多いが、女子では、20代、30代に「相談はしなければならない」と答えた者が多くなっている。

有配偶者の職業別では、男子では「承諾をうけなければならない」という者が俸給生活者、商工業自営者、農業などの各層で最も多く、殊に事務的俸給生活者では68%に達しているが、これらの職業の夫を持つ女子の場合には、どの職業の層においても「相談はしなければならない」という者が最も多くを占めていて、男子と対照的である。

註 4

憲法第24条 前掲(7頁)

民法第762条

夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。

旧民法第799条第1項

夫又ハ女戸主ハ用物ニ從ヒ其配偶者ノ財産ノ使用及ヒ収益ヲ為ス權利ヲ有ス

旧民法第801条

夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス

夫カ妻ノ財産ヲ管理スルコト能ハサルトキハ妻自ラ之ヲ管理ス

旧民法第807条

妻又ハ夫カ婚姻前ヨリ有セル財産及ヒ婚姻中自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トス

夫婦ノ孰カ一屬スルカ分明ナラサル財産ハ夫又ハ女戸主ノ財産ト推定ス

(参考)

民法第758条、第760条、第761条、

旧民法第14条乃至第17条、第798条

(5) 女は自分というものがはつきりきまらないうちに結婚するのが好ましいと思いますか。

	総数	男	女
そう思う	5%	5%	6%
人(場合)による	13	15	11
はつきりしてから	78	78	79
わからない	4	4	4
	100%	100%	100%

夫唱婦隨とか、婦人の三従とかいうような封建道徳が支配的であつたわが国の社会生活においては、婦人の結婚も当人の意志よりは家長によつてきめられるのが普通であり、結婚後は直ちに「無能力者」として法律上の行為はすべて夫の許可がなくては行われなかつたから、自己のはつきりした者は、これに順応することがむずかしかつた。しかし新民法に規定された妻の地位は、当然妻の自主的な意識と行動を前提とするものであり、それなくしては全く無意味である。

この質問に現われた回答をみると、さすがに「はつきりしてから」という者が圧倒的に多いが(78%)、「そう思う」と答えた者が5%、「人」あるいは「場合による」などという答えをした者が13%となつている。

男女の差をみると、「そう思う」と答えた者が女子では6%で、男子より1%高いが、「人による」という者が低く、「はつきりしてから」79%で再び男子より高くなっている。

年齢別では年取つた者に「そう思う」者の率がやゝ高く「はつきりしてから」という者の率が低い。この質問ではあまりはつきりした傾向はみとめられなかつた。

註 5

憲法第24条 前掲(7頁)

(6) 長男は家をつぐ者として他の弟妹より特別大切にしなければならないでしょうか。

	総数	男	女
そう思う	15%	11%	17%
みんな同じでよい	84	88	82
わからない	1	1	1
	100%	100%	100%

封建的な家族制度においては、家父長を頂点とし、性別と、世代の区別と、長男子相続制とをめやすとして、家族の身分関係のピラミッドが築かれており、長男は将来家長となつて家名を継承し、家族を扶養する權威と責任を生れながら持つ者として、幼時から他の弟妹と区別されて、特

別に大切にされた。

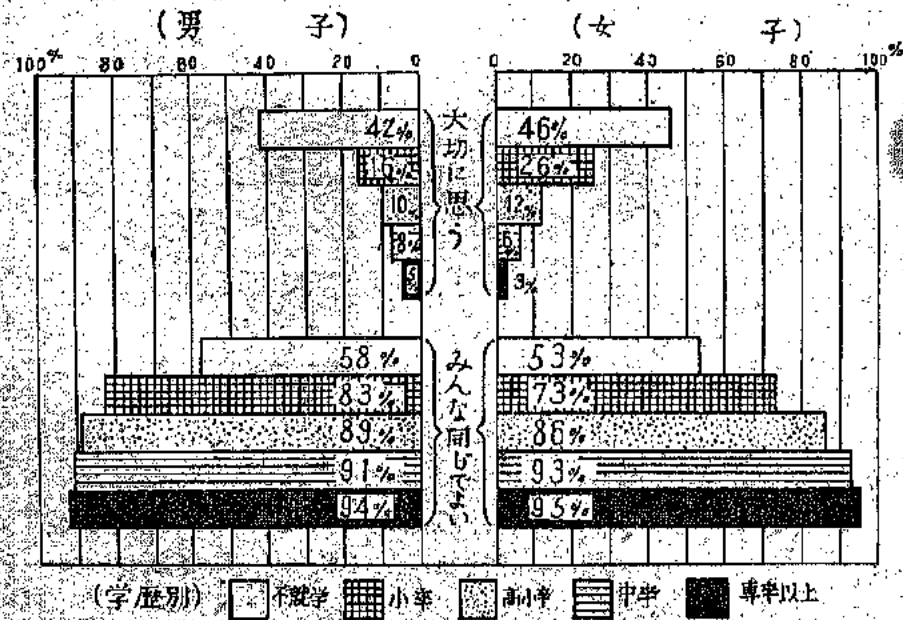
このような権威によつて保たれた家族生活は、民法の改正と同時に根本的に変革され、きょうだいは平等の人格をもつ者として、相等しい相続の権利と義務とをもつてこととなつた。

しかし、この質問の回答では、今なお15%の者が平等であるべき人格の尊厳を認めず、長男は他の弟妹より特別大切にしなければならないと答えている。しかもこの率は女子においては17%に上つていて、男子より8%高く、家族制度の重圧をより強く受けた女子の側に、長子相続制を支持する考えを持つ者の方が却つて多くなつてゐる。

この考えは市部においては男女差はほとんどなく、長男は特別に大切にしなければならないと「思う」者は男子10%、女子12%であり、郡部の男子も12%で大体同じ水準を示しているが、郡部の女子のみは20%で8%も高い。

この質問は、第1問と同様に年代の差がはつきりと現われていて、男女とも20代では「みんな同じでよい」という主張が高率であるに反し、年齢が高くなるにつれてこれが減じ、長男は家をつぐ者だから大切にしなければならないと「思う」者の率が高くなり、男女差も開いてくる。殊に、60歳以上の女子では半ばちか43%がそう思つていて、20歳代の女子の8%とよい対象をなしている。このことは、わが国の現状を思い合せるとき、これらの人々が長男に「かゝる」ことによつて老後

第4図 家の後継者として長男を尊重することについての意見(男女別、学歴別)



註 中退はそれぞれの下位の学歴に含めた
「わからない」者の図示と略したため%の総計は100に充たない。

の安きを得ているか、あるいはそれを望んでいることの反映ともみられるであろう。

学歴別にみると、第4図に示すように、男女とも不就学者では約半数に近い者(男子42%、女子43%)が長男は家をつぐ者だから他の弟妹より大切にしなければならないと思うと答えているが、この率は学歴が高くなるにつれて低くなり、専断以上では男子5%、女子3%まで減少しており、反対に「みんな同じでよい」と考える者が多くなつてゐる。

註 6

憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第24条第2項 前掲(7頁)

民法第887条

被相続人の直系卑属は、左の規定に従つて相続人となる。

1. 親等の異なつた者の中では、その近い者を先にする。
2. 親等の同じである者は、何順位で相続人となる。

旧民法第970条

被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規定ニ従ヒ家督相続人トナル。

1. 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
2. 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
3. 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス
4. 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
5. 前4号生掲ケタル事項ニツキ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス(後略)

(7) お金を前借して子供を年々奉公に出すことがありますが、これは親としてどうでしょう。

	総数	男	女
あたりまえ	1%	1%	1%
事情による	32	80	38
よくない	66	68	65
わからない	1	1	1
	100%	100%	100%

わが国では昔から親の危急を救うために前借して子供を年々奉公に出すことが行われ、子供もまた自ら進んでこれに応じ、それらの子供は孝子としてつたえられている。新憲法が制定されて、基

本的人権の尊重と年少者の保護がうたわれている現在、このような身売りの観念はどう変つたであろうか。

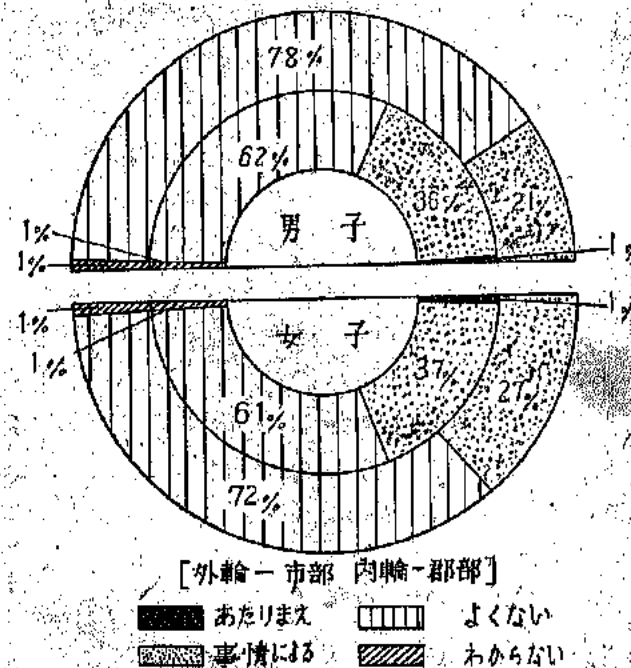
質問によつてこの問題についての意見をきいてみると、「よくない」と答えた者が66%で最も多いが、「事情による」という者32%、「あたりまえ」1%であつた。民法第824条には「……子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には本人の同意を得なければならない」と定められた。また労働基準法においても前借金と賃金の相殺を禁止し、児童福祉法中にも保護規定をもうけているにもかかわらず、「あたりまえ」と答えた者が少数ではあるにしろ、今もなお存在することは、個人の基本的人権に対する認識がまだよく徹底していないといえよう。しかしまた、事情によれば仕方がないのではないかと考える者が、32%にも上つていることは、この問題が法の普及徹底のみでは解決のつかない深刻な問題を含んでいることを示している。

この問題については、男子と女子の相違はあまりはつきり出ていないが、市部郡部別ではかなりのちがいがある。すなわち「あたりまえ」と答えた者は男女とも市部では1%未満、郡部では1%であるが、「事情による」という者は市部の男子では21%、女子27%、郡部では男子38%、女子37%で、男子では15%、女子では10%のひらきがある。

配偶者のある者について職業別にみると、「あたりまえ」という者は各職業とも1%未満あるいは1%（農業者の妻のみ2%）であるが、「事情による」と答えた者は、農業を営む男子においても、またその妻の場合でも他のどの職業よりも高く、前者43%、女子41%となつている。

なお、この問題については、婦人少年局年少労働課によつて実態調査が行われ、問題によつて報告が発表されている。

第5図 前借して子供を年功奉公に出すことについての意見（男女別、市部郡部別）



註 7

憲法第11条

国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法第13条 前掲（15頁）

憲法第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する首役に服せられない。

憲法第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法第27条

すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

憲法第27条第3項

児童は、これを濫用してはならない。

児童福祉法第1条

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ、育成されるように努めなければならない。
すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

児童福祉法第30条

4親等内の児童以外の児童を、その親権者からはなして、自己の家庭（単身の世帯を含む）に、3カ月（乳児については、1カ月）を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して2カ月以上（乳児については、20日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く）は、同居を始めた日から3カ月以内（乳児については、1カ月以内）に、命令の定めるところにより、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。但し、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

前項に規定する届出をなした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から1カ月以内に、命令の定めるところにより、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。

保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

都道府県知事は、里親及び第1項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をなし、又は必要な報告をさせることができる。

民法第90条

公ノ秩序又ハ善良ノ美俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

労働基準法第17条(前借金相殺の禁止)

使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の供償と賃金を相殺してはならない。

労働基準法第58条(未成年者の労働契約)

親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向つてこれを解除することができる。

(参考)

民法第824条

旧民法第880条、第883条

教育基本法第4条

学校教育法第16条、第22条、第25条、第39条

児童福祉法第2条、第3条、第11条、第12条、第13条、第15条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第34条

労働基準法第1条、第5条、第6条、第8条、第13条、第14条、第16条、第56条、第57条、第59条、第60条、第62条、第63条、第69条、第70条、第71条、第118条、第119条、第120条

職業安定法第32条、第33条、第35条、第36条、第37条、第40条、第41条、第44条、第64条、第65条

生活保護法第1条、第2条、第4条、第5条、第10条、第11条

児童福祉法施行規則第34条の2、同条の3、同条の4

児童福祉法の一部を改正する法律の施行について(昭和24年6月15日 厚生省発児第70号各都道府県知事あて 厚生事務次官通知)第3 児童の人格の擁護

親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について(昭和24年5月14日 厚生省発児第45号 各都道府県知事あて 厚生次官、法務行政長官、労働次官、文部次官通知)

(8) ある人から娘を嫁にくれとたのまれたのですが娘は気が進みません。でもその人には大変世話になつたのですが、どうしたらよいでしょう。

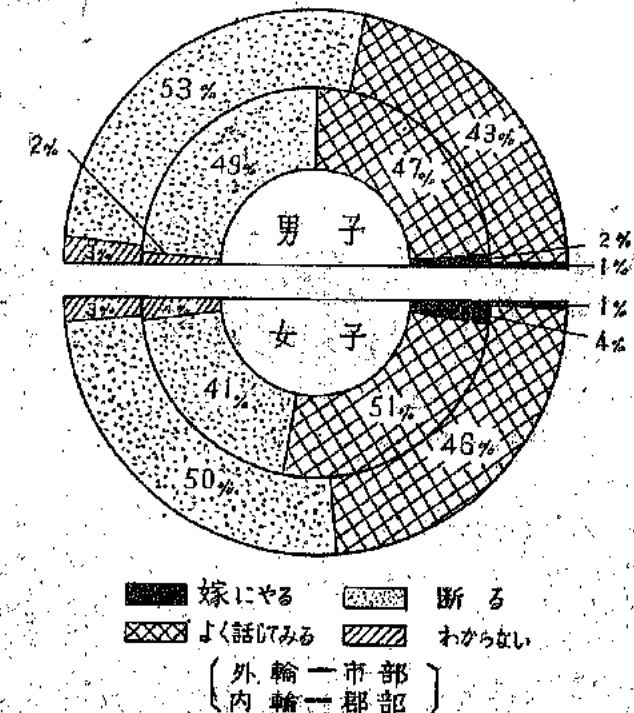
	総数	男	女
嫁にやる	2%	2%	3%
娘によく話してみる	48	46	49
断る	47	50	44
わからない	3	2	4
	100%	100%	100%

義理人情がどの程度に娘の結婚に対する考え方を左右するかを、この質問に現われたい回答でみると、さすがに「嫁にやる」という答は少く2%であるが、気が進まない娘になおよく話してみようとする者が48%、義理などにはとどわらずに「断る」と言う者47%であった。この「娘によく話し

てみよう」とする者は、義理に対してはつきり断り切れずに、気の進まない娘になおよく話して、納得してくればよいとの希望を持つ者と思われ、半数に近いこの数字は見逃すことのできないものである。

市部郡部別にみると、第5図の通り男女とも「嫁にやる」という者や「娘によく話してみる」という者が市部より郡部に多く、反対に「断る」という者は市部に多くなっている。男女別では、母親である女子の方に「嫁にやる」という者が市部においても、郡部においても多い。

第6図 義理人情と娘の結婚についての意見(男女別、市部郡部別)



註 8

憲法第24条 前掲(7頁)

(9) くらしには困らないのですが、妻が自分の仕事を家の外に持つことに賛成ですか、反対ですか。

	総数	男	女
賛成	12%	11%	12%
仕事(場合)による	41	43	40
反対	44	44	44
わからない	3	2	4
	100%	100%	100%

従来からわが国では、妻は良妻賢母として家にあって夫に仕え、家庭を守るべきものとされており、旧民法も妻が就職するには夫の許可を必要としていたが、この回答の結果をみると、12%が暮らしには困らなくても妻が自分の仕事を家の外に持つことに「賛成」と答えており、「仕事あるいは場合による」という者 41% を加えると 53% になる。しかも、この質問では、「賛成」と答えた者が少数ではあるが女子の方が男子より上廻っており、他の質問にみられない特徴をみせている。

配偶者のある者について妻の仕事別にみると、現在本職を持つている妻では、暮らしには困らなくても仕事を持つことに「賛成」の者は13%で「反対」42%であるが、妻が本職を持つている夫、つまり共かせぎの夫では、その46%が暮らしに困らなければ妻が家の外に仕事を持つことには「反対」と答えていて、本職をもつ妻側の回答より4%高い。家事のみをする妻や、妻に家事のみをさせている夫では、妻が家の外に仕事を持つことに「賛成」という者は他のどの層よりも低くなっている。

註 9

憲法第13条 前掲 (15頁)

憲法第22条第1項 前掲 (9頁)

旧民法第14条

妻が左に掲ケタル行為ヲ為スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

1. 第12条第1項第1号乃至第6号ニ掲ケタル行為ヲ為スコト
2. 贈与若クハ遺贈ヲ受諾シ又ハ之ヲ拒絶スルコト
3. 身体ニ關シテ受クヘキ契約ヲ為スコト

前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

(参考)

民法第752条

旧民法第12条第1項第1号乃至第6号、第15条乃至第17条、第789条

(10) 家事の手伝は男の子より女の子にさせるのがよいと思いますか

	総数	男	女
そう思う	38%	34%	40%
仕事による	41	43	40
同じにさせる	20	22	19
わからない	$\frac{1}{100\%}$	$\frac{1}{100\%}$	$\frac{1}{100\%}$

昭和22年に新しく教育制度が制定されて、学校教育においては、教育の機会均等、男女共学が行われているが、家庭教育について一般はどう考えているであろうか。上に掲げた質問によつてその

本質的な考え方をきいてみると、「仕事による」という者41%、「同じにさせる」20%で、合計61%の者が男の子にも家事を手伝わせるのがよいと答えている。男女別にみると、「同じにさせる」という者や、「仕事による」という者は、女子の方が男子より低くて、前者19%、後者40%であるが、家事の手伝は男の子より女の子にさせる方がよいと思つている者は、女子の方が多く、40%を占め、男子より6%高い。しかし男女とも「仕事による」という者や「同じにさせる」というような男の子にも家事を手伝わせる方がよいと思つている者が過半数を占めていて、家族の一員として互いに協力させようとする教育方針がうかがわれる。

註 10

憲法第14条第1項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

教育基本法第3条(教育の機会均等)第1項

すべて、国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育に差別されない。

教育基本法第5条(男女共学)

男女は、互に敬重し、協力しあわなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

(参考)

教育基本法第1条、第2条

(11) ある人が大変よい結婚の話を持つて来てくれましたが相性がよくないといわれました。この場合あなたならば断りますか、それとも相性などにはこだわりませんか。

	総数	男	女
断る	33%	26%	38%
こだわらない	61	69	55
わからない	$\frac{6}{100\%}$	$\frac{5}{100\%}$	$\frac{7}{100\%}$

第8問において、義理人情がどれだけ娘の結婚に対する考え方を左右するかをみたが、ここに再び結婚と迷信についてきいて、迷信に対する考え方をしらべると、よい結婚の話ではあるが相性がよくないために「断る」という者が33%という数字に上つていて、迷信がなかなか根強い力をもつていることがわかる。この率は女子では38%で、男子より12%も上廻っている。また年齢別では、60歳以上の高齢者になると相性がよくないとき断るという者は男女とも過半数を占め、男子では54%、女子では56%となつている。

憲法第24条に「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し……」と定められ、また「配偶者の選択」に関しては法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」と述べられているにもかかわらず、義理人情や、迷信によつて今なお結婚がかなり左右されているのを、これらの回答は物語っている。

註 11

憲法第24条 前掲(7頁)

(12) お砂糖の配給があつたので目方をはかつてみたら大分足りないのです。この場合あなたは配給所に申出ますか、だまつていますか。

	総数	男	女
申出る	85%	90%	82%
だまつている	14	9	16
わからない	1	1	2
	100%	100%	100%

自分の権利を主張し、同時に他人の権利も尊重するということは、民主主義の世の中においては大切なことであるが、お砂糖の配給を例にとつて、どれだけの者が目方の不足を発見した場合に申出るかをしらべてみると、さすがに85%が「申出る」と答えている。これには経済的な問題もからんでいると思われるが、この場合にも家事を担当している女子の側に「申出る」者の率が低く、82%で、男子の90%を8%も下廻っていることが注目される。市部郡部別にみると、この差異は一層大きくなり、男子では市部郡部ともそれぞれ90%、89%であり変らないが、女子の場合は市部では87%、郡部79%で、郡部の女子に「申出る」という者の率の低いことが特に目立っている。このような当然の権利を主張することをはばかる者が女子、殊に郡部の女子により多いということは、第1回以下の「家」や夫の権威に対する郡部の女子の回答にも現われているような没我性と関連を持つものと考えられる。

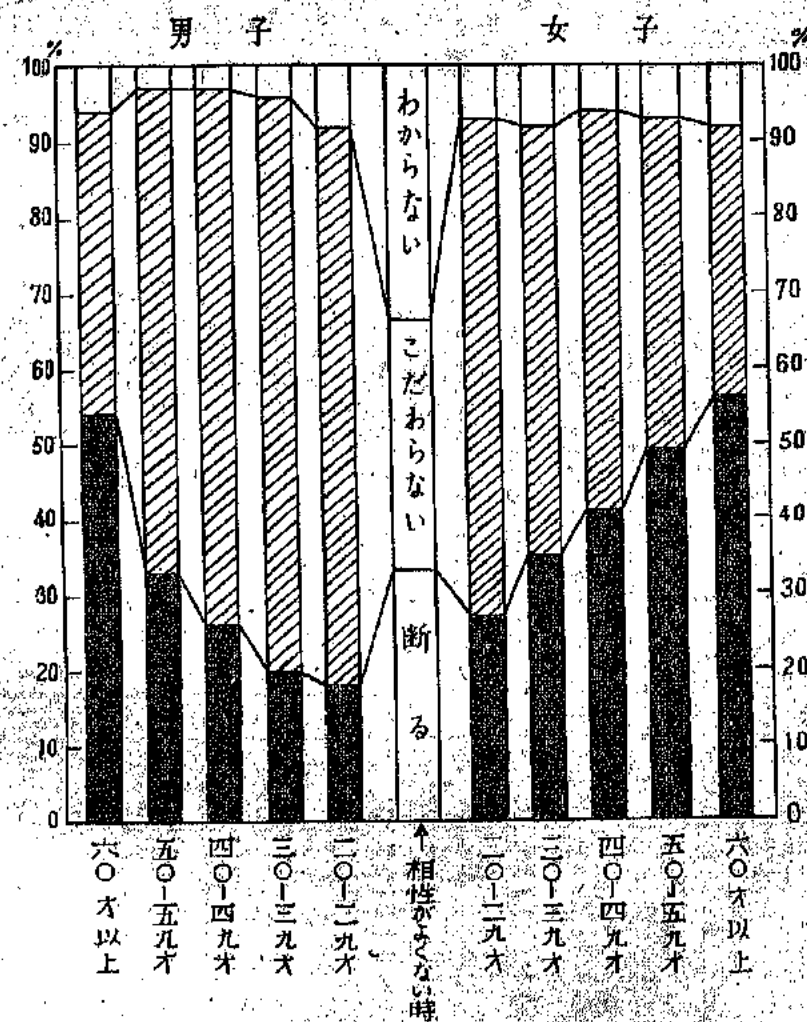
この「申出る」という者は男女とも年齢の若い者ほど多く、20代では男子93%、女子87%であるが、これは年をとるにしたがつて少くなり、60歳以上の層になると、男子では82%、女子63%となつて、20代の者とは、男子では11%、女子では実に24%の開きをみせている。

III あとがき

以上の結果からみると、一般に個人の基本的人権に対する認識はまだかなり低く、封建的な考えを持つ者が相当多いことがわかる。殊にこのような調査では、調査員に対して観念的な、いわゆる「よそゆき」の答えをする者も多いと考えられるので、実際にはもっと低いであろうと思われる。

なお回答の説明は新しい法律に基づいて行つたので、関係のある条文を註に加えておいた。また内容については巻末の統計表をも参照の上ごらんいただきたい。(おわり)

第7図 迷信と結婚についての考え方(男女別、年齢別)



附録I 質問別統計表

(1) 女は結婚したら夫の家の家風や習慣に従わなければならないでしょうか、それとも従わなくてもよいでしょうか。

項 目	男							女						
	総 数		従わなければならない		従わなくてもよい		その他	総 数		従わなければならない		従わなくてもよい		その他
	実数	%	実数	%	実数	%		実数	%	実数	%	実数	%	
総 数	1,131	100	28	2.5	37	3.3		1,677	100	38	2.3	24	1.4	
市 部 別														
市 部	434	100	23	5.3	31	7.1		660	100	31	4.7	29	4.4	
部 部	697	100	32	4.6	27	3.9		1,017	100	42	4.1	21	2.1	
年 齢 別														
20歳以下	321	100	19	6.0	31	9.7		543	100	28	5.2	32	5.9	
20歳以上30歳以下	269	100	24	8.9	42	15.6		410	100	33	8.1	40	9.8	
30歳以上40歳以下	231	100	29	12.6	27	11.7		313	100	42	13.4	25	8.0	
40歳以上50歳以下	176	100	36	20.5	39	22.2		214	100	48	22.4	16	7.5	
50歳以上	128	100	46	35.9	15	11.7		181	100	54	29.8	11	6.1	
学 歴 別														
小学校以下	24	100	46	19.2	50	20.8		99	100	56	56.6	10	10.1	
小学校以上	239	100	41	17.2	18	7.5		550	100	47	8.5	15	2.7	
中学校以下	530	100	32	6.0	28	5.3		584	100	38	6.5	22	3.8	
中学校以上	218	100	15	6.9	36	16.5		379	100	10	2.6	62	16.4	
大学以下	111	100	11	9.9	30	27.0		40	100	10	25.0	0	0.0	
大学以上	9	100	—	—	—	—		31	100	—	—	—	—	
未 婚 別														
未婚	217	100	16	7.4	30	13.8		219	100	20	9.1	36	16.4	
既婚	833	100	30	3.6	39	4.7		1,146	100	39	3.4	22	1.9	
既婚者	63	100	48	76.2	14	22.4		258	100	46	17.8	19	7.4	
既婚者	6	100	—	—	—	—		23	100	—	—	—	—	
既婚者	7	100	—	—	—	—		12	100	—	—	—	—	

有 配 偶 者 の み

有 配 偶 者 総 数		833	100	30	3.6	26	3.1	1,146	100	39	3.4	22	1.9	
夫の職業別	専業主婦	175	100	17	9.7	34	19.4	237	100	26	11.0	35	14.8	
	生活者	105	100	31	29.5	28	26.7	137	100	41	29.9	21	15.3	
	労働者	147	100	28	19.0	42	28.6	220	100	38	17.3	24	10.9	
	自営業	338	100	38	11.2	40	11.8	425	100	49	11.5	16	3.8	
妻の職業別	専業主婦	14	100	—	—	—	—	26	100	—	—	—	—	
	生活者	20	100	—	—	—	—	80	100	—	—	—	—	
	労働者	12	100	—	—	—	—	17	100	—	—	—	—	
	自営業	22	100	—	—	—	—	69	100	—	—	—	—	
妻の家事別	専業主婦	226	100	36	15.9	39	17.3	272	100	44	16.2	20	7.3	
	生活者	152	100	34	22.4	35	23.0	200	100	42	21.0	22	11.0	
	労働者	394	100	26	6.6	40	10.2	548	100	35	6.4	24	4.4	
	自営業	52	100	27	52.0	44	84.6	95	100	45	47.4	16	16.8	

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の家事別 女子対象者の場合は本人の家事

(2) 子供達がみんな家業とはちがう仕事をしたいと云っています。そうすると先祖代々つづいた家業をつぐものがなくなるのですが、それでもかまわないでしょうか。

項 目	男							女						
	総 数		かまわない		かまわない		その他	総 数		かまわない		かまわない		その他
	実数	%	実数	%	実数	%		実数	%	実数	%	実数	%	
総 数	1,131	100	46	4.1	31	2.7		1,677	100	32	1.9	34	2.0	
市 部 別														
市 部	434	100	64	14.7	25	5.8		660	100	44	6.7	37	5.6	
部 部	697	100	35	5.0	34	4.9		1,017	100	24	2.4	33	3.2	
年 齢 別														
20歳以下	321	100	50	15.6	33	10.3		543	100	35	6.4	39	7.2	
20歳以上30歳以下	269	100	52	19.3	18	6.7		410	100	34	8.3	33	8.1	
30歳以上40歳以下	231	100	46	19.9	29	12.6		313	100	35	11.2	28	8.9	
40歳以上50歳以下	176	100	41	23.3	29	16.5		214	100	27	12.6	30	14.0	
50歳以上	128	100	26	20.3	33	25.8		181	100	17	9.4	38	21.0	
学 歴 別														
小学校以下	24	100	21	87.5	23	95.8		99	100	13	13.1	31	31.3	
小学校以上	239	100	36	15.1	29	12.1		550	100	22	4.0	30	5.5	
中学校以下	530	100	41	7.7	32	6.0		584	100	31	5.3	39	6.7	
中学校以上	218	100	58	26.6	22	10.1		373	100	49	13.1	27	7.2	
大学以下	111	100	74	66.7	22	19.8		40	100	75	188.0	23	57.5	
大学以上	9	100	—	—	—	—		31	100	—	—	—	—	
未 婚 別														
未婚	217	100	55	25.3	32	14.7		219	100	37	16.9	42	19.2	
既婚	833	100	44	5.3	30	3.6		1,146	100	30	2.6	34	3.0	
既婚者	63	100	29	46.0	36	57.1		258	100	32	12.4	32	12.4	
既婚者	6	100	—	—	—	—		23	100	—	—	—	—	
既婚者	7	100	—	—	—	—		12	100	—	—	—	—	

有 配 偶 者 の み

有配偶者総数		833	100	44	30	24	2	1,146	100	30	34	32	4
夫の職業	専業主婦	175	100	68	24	7	1	237	100	49	33	14	4
	生活者	105	100	57	24	19	0	137	100	45	27	19	9
	商業自営者 の 農業漁業他手職	147	100	54	31	14	1	220	100	38	43	17	2
		338	100	22	33	42	3	425	100	10	32	56	1
		14	—	—	—	—	—	21	—	—	—	—	—
		20	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	—
12		—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—	
無	22	—	—	—	—	—	69	—	—	—	—	—	
妻の仕事別	専業主婦	226	100	28	30	40	2	272	100	18	35	44	3
	生活者	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—
	労働者	152	100	82	36	31	1	200	100	17	41	40	2
	家事	394	100	60	26	13	1	548	100	43	30	22	6
不	52	100	33	36	31	0	95	100	28	33	38	0	

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の家事別 女子対象者の場合は本人の家事

(3) 自分が結婚したいと思う相手がどうしても親の気に入らないのですが、この場合あなたならどうしますか。

項 目	男 子						女 子					
	総 数		親の言葉に 従う	自分の思う 通りにする	その他	わからない	総 数		親の言葉に 従う	自分の思う 通りにする	その他	わからない
	実数	%					実数	%				
総 数	1,131	100	30	49	15	6	1,677	100	44	36	10	10
市 部 別	市 部						市 部					
市	434	100	22	54	18	6	660	100	33	43	14	10
部	697	100	36	46	12	6	1,017	100	51	31	8	10
年 齢 別	20 — 29 歳	100	26	54	15	5	543	100	42	36	12	10
30 — 39 歳	269	100	27	52	15	6	410	100	42	38	11	9
40 — 49 歳	231	100	26	54	14	6	313	100	42	39	10	9
50 — 59 歳	176	100	33	43	18	6	214	100	46	34	9	11
60 歳以上	128	100	52	30	8	10	181	100	52	29	7	12
学 歴 別	小学校以下	100	71	25	0	4	99	100	64	20	4	12
小 学 卒	239	100	42	43	7	6	550	100	52	33	6	9
中 学 卒	530	100	28	52	14	6	584	100	43	38	10	9
高 中 卒	218	100	28	49	23	5	373	100	30	40	17	13
大 学 卒	111	100	19	57	21	3	40	100	15	48	22	15
未 既 婚 別	未婚	100	21	54	18	7	219	100	40	34	16	10
既 婚	833	100	32	49	14	5	1,146	100	45	35	10	10
配 偶 者 別	配偶者あり	100	42	36	13	9	258	100	44	36	9	11
配偶者なし	63	100	—	—	—	—	23	100	—	—	—	—

有配偶者のみ

項 目	有 配 偶 者 の み						有 配 偶 者 の み					
	実数	%	親の言葉に 従う	自分の思う 通りにする	その他	わからない	実数	%	親の言葉に 従う	自分の思う 通りにする	その他	わからない
夫の職業別	833	100	32	49	14	5	1,146	100	45	35	10	10
専 業 的	175	100	17	61	18	4	237	100	31	43	16	10
生 活 者	105	100	27	53	14	6	137	100	42	39	9	10
農 業 自 営 者	147	100	23	53	18	6	220	100	42	37	11	10
商 工 業 自 営 者	338	100	44	42	9	6	425	100	36	28	7	9
職 業 他 明 職	14	100	—	—	—	—	21	100	—	—	—	—
無 職	20	100	—	—	—	—	20	100	—	—	—	—
妻の職業別	226	100	44	44	9	3	272	100	51	29	10	10
専 業 的	9	100	—	—	—	—	31	100	—	—	—	—
生 活 者	152	100	31	45	16	8	200	100	54	30	8	8
農 業 自 営 者	394	100	25	51	18	6	548	100	37	41	11	11
商 工 業 自 営 者	52	100	85	58	4	3	95	100	53	32	6	11

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の職業別 女子対象者の場合は本人の仕事

(4) 夫が急にまとまったお金が必要になったので妻には話もしないで妻の着物や指輪などを売ってそのお金を調達しました。その場合夫として妻の承諾を得なくてもかまわないでしょうか。

項 目	男 子						女 子					
	総 数		かまわない	相談はしな ければなら ない	承諾をうけ ない	わからない	総 数		かまわない	相談はしな ければなら ない	承諾をうけ ない	わからない
	実数	%					実数	%				
総 数	1,131	100	1	38	60	1	1,677	100	4	48	47	1
市 部 別	市 部						市 部					
市	434	100	1	38	60	1	660	100	4	45	50	1
部	697	100	1	38	60	1	1,017	100	3	50	46	1
年 齢 別	20 — 29 歳	100	2	40	57	1	543	100	2	49	49	*0
30 — 39 歳	269	100	*0	37	62	1	410	100	4	51	44	1
40 — 49 歳	231	100	1	41	57	1	313	100	4	45	51	*0
50 — 59 歳	176	100	1	28	70	1	214	100	5	45	48	2
60 歳以上	128	100	2	40	57	1	181	100	6	42	49	3
学 歴 別	小学校以下	100	0	54	42	4	99	100	10	34	50	6
小 学 卒	239	100	1	40	57	2	530	100	5	53	42	*0
中 学 卒	530	100	1	41	57	1	584	100	3	47	49	1
高 中 卒	218	100	1	29	69	1	373	100	3	48	49	*0
大 学 卒	111	100	1	30	68	1	40	100	0	30	70	0
未 既 婚 別	未婚	100	2	39	58	1	219	100	2	45	51	2
既 婚	833	100	1	37	61	1	1,146	100	4	50	46	*0
配 偶 者 別	配偶者あり	100	3	35	60	2	258	100	5	41	51	3
配偶者なし	63	100	—	—	—	—	23	100	—	—	—	—

有配偶者のみ

項 目	有 配 偶 者 の み						有 配 偶 者 の み					
	実数	%	かまわない	相談はしな ければなら ない	承諾をうけ ない	わからない	実数	%	かまわない	相談はしな ければなら ない	承諾をうけ ない	わからない
夫の職業別	833	100	1	37	61	1	1,146	100	4	50	46	*0
専 業 的	175	100	1	29	68	2	237	100	2	52	46	0
生 活 者	105	100	0	42	57	1	137	100	6	57	37	0
農 業 自 営 者	147	100	1	42	57	0	220	100	4	48	48	0
商 工 業 自 営 者	338	100	1	40	59	0	425	100	4	46	48	*0
職 業 他 明 職	14	100	—	—	—	—	21	100	—	—	—	—
無 職	20	100	—	—	—	—	20	100	—	—	—	—
妻の職業別	226	100	*0	41	58	1	272	100	5	48	46	1
専 業 的	9	100	—	—	—	—	31	100	—	—	—	—
生 活 者	152	100	2	40	58	0	200	100	3	58	39	*0
農 業 自 営 者	394	100	*0	33	65	1	548	100	4	50	46	*0
商 工 業 自 営 者	52	100	2	54	44	0	95	100	6	37	57	0

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の職業別 女子対象者の場合は本人の仕事

(5) 女は自分というものがはつきりきまらないうちに結婚するのが好ましいと思いますか。

項 目	男 子						女 子					
	総 数		そ う 思 う	人 に よ る	は つ き り し	わ か ら な い	総 数		そ う 思 う	人 に よ る	は つ き り し	わ か ら な い
	実 数	%					実 数	%				
総 数	1,131	100	5	15	76	4	1,677	100	6	11	79	4
市 部 別												
市 部	434	100	6	15	74	5	660	100	7	11	77	5
部 別	697	100	5	14	78	3	1,017	100	4	11	80	5
年 齢 別												
20 — 29 歳	321	100	4	13	80	3	543	100	5	11	81	3
30 — 39 歳	269	100	5	16	74	5	400	100	5	11	80	4
40 — 49 歳	231	100	7	16	74	3	313	100	5	10	81	4
50 — 59 歳	176	100	7	12	76	5	214	100	6	12	75	7
60 歳 以上	128	100	4	15	75	6	181	100	10	9	71	10
不 詳	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
学 歴 別												
不 小 高 中 専 不	24	100	4	17	75	4	99	100	4	11	71	14
就 小 以 上 明	239	100	5	16	72	7	550	100	7	10	77	6
学 卒 卒 卒 上 明	530	100	6	14	77	3	584	100	4	12	82	2
	218	100	5	15	75	5	373	100	7	11	79	3
	111	100	5	12	80	3	40	100	2	18	78	2
	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—
未 既 婚 別												
未 有 別 死 離 不	217	100	5	13	78	4	219	100	6	10	81	3
配 偶 居 別 婚 明	833	100	6	14	76	4	1,146	100	8	12	79	4
	5	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—
	63	100	5	20	64	11	258	100	6	9	78	7
	6	—	—	—	—	—	23	—	—	—	—	—
	7	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—

有 配 偶 者 の み

有 配 偶 者 総 数	833	100	6	14	76	4	1,146	100	8	12	79	4
夫 の 職 業 別												
専 業 的	175	100	5	13	79	3	237	100	4	13	78	3
生 活 的	105	100	8	11	75	6	137	100	3	9	80	8
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	147	100	3	12	82	3	220	100	6	10	83	1
農 林 漁 業 従 事 者	338	100	6	17	72	5	425	100	4	13	78	5
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	14	—	—	—	—	—	21	—	—	—	—	—
農 林 漁 業 従 事 者	20	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	—
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	12	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
農 林 漁 業 従 事 者	22	—	—	—	—	—	69	—	—	—	—	—
妻 の 職 業 別												
専 業 的	226	100	7	14	75	4	272	100	4	12	80	4
生 活 的	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	152	100	6	18	72	4	200	100	5	22	67	6
農 林 漁 業 従 事 者	394	100	9	13	78	4	548	100	6	8	82	4
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	52	100	4	14	79	3	95	100	5	8	79	8
農 林 漁 業 従 事 者												

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の職業別 女子対象者の場合は本人の職業

(6) 長男は家をつぐ者として他の弟妹よりも特別に大切にしなければならないでしょうか。

項 目	男 子						女 子					
	総 数		そ う 思 う	み ん な 同 じ	で よ い	わ か ら な い	総 数		そ う 思 う	み ん な 同 じ	で よ い	わ か ら な い
	実 数	%					実 数	%				
総 数	1,131	100	11	68	—	—	1,677	100	17	82	—	—
市 部 別												
市 部	434	100	10	89	—	—	660	100	12	87	—	—
部 別	697	100	12	87	—	—	1,017	100	20	78	—	—
年 齢 別												
20 — 29 歳	321	100	4	96	*0	—	543	100	8	91	—	—
30 — 39 歳	269	100	12	87	—	—	410	100	11	88	—	—
40 — 49 歳	231	100	9	90	—	—	313	100	18	79	—	—
50 — 59 歳	176	100	14	86	*0	—	214	100	26	74	—	—
60 歳 以上	128	100	30	69	—	—	181	100	43	55	—	—
不 詳	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
学 歴 別												
不 小 高 中 専 不	24	100	42	58	—	—	99	100	46	53	—	—
就 小 以 上 明	239	100	16	83	—	—	550	100	26	73	—	—
学 卒 卒 卒 上 明	530	100	10	89	—	—	584	100	12	86	—	—
	218	100	8	91	—	—	373	100	6	93	—	—
	111	100	5	94	—	—	40	100	3	93	—	—
	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—
未 既 婚 別												
未 有 別 死 離 不	217	100	5	94	—	—	219	100	8	90	—	—
配 偶 居 別 婚 明	833	100	12	87	—	—	1,146	100	17	81	—	—
	5	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—
	63	—	22	76	—	—	258	100	24	74	—	—
	6	—	—	—	—	—	23	—	—	—	—	—
	7	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—

有 配 偶 者 の み

有 配 偶 者 総 数	833	100	12	87	—	—	1,146	100	17	81	—	—
夫 の 職 業 別												
専 業 的	175	100	8	91	—	—	237	100	5	92	—	—
生 活 的	105	100	5	93	—	—	137	100	18	79	—	—
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	147	100	16	83	—	—	220	100	15	85	—	—
農 林 漁 業 従 事 者	338	100	14	86	—	—	425	100	22	76	—	—
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	14	—	—	—	—	—	21	—	—	—	—	—
農 林 漁 業 従 事 者	20	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	—
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	12	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
農 林 漁 業 従 事 者	22	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—
妻 の 職 業 別												
専 業 的	226	100	15	85	*0	—	272	100	23	75	—	—
生 活 的	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	152	100	11	88	—	—	200	100	20	79	—	—
農 林 漁 業 従 事 者	394	100	10	89	—	—	548	100	13	86	—	—
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	52	100	23	73	—	—	95	100	19	80	—	—
農 林 漁 業 従 事 者												

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の職業別 女子対象者の場合は本人の職業

(7) お金を前借して子供を年俸奉公に出すことがありますか、これは親としてどうでしょうか。

項 目	男 子						女 子					
	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い
	実 数	%					実 数	%				
総 数	1,131	100	1	30	68	1	1,677	100	1	33	65	1
市 部 別												
市 部	434	100	0	21	78	1	610	100	0	27	72	1
部 部	697	100	1	36	62	1	1,017	100	1	37	61	1
年 齢 別												
20歳以下	321	100	0	25	74	1	543	100	0	30	69	1
23歳以下	269	100	0	25	73	1	410	100	0	36	63	1
34歳以下	231	100	1	30	68	1	313	100	1	32	67	1
45歳以下	176	100	2	33	64	1	214	100	0	34	64	1
56歳以下	128	100	0	48	50	2	181	100	3	38	60	2
67歳以上	6	100	1	100	0	1	16	100	1	100	0	1
学 歴 別												
小学校以下	24	100	4	34	58	4	99	100	4	34	60	2
小 学	239	100	1	39	60	1	550	100	1	37	61	1
高 中	530	100	0	39	60	1	584	100	0	35	64	1
専 門 学 校	218	100	0	22	78	0	374	100	1	24	74	1
大 学	111	100	0	15	83	2	40	100	0	25	75	0
未 既 婚 別												
未婚	217	100	1	25	74	0	219	100	1	29	69	1
既 婚	833	100	0	31	68	1	1,446	100	1	35	63	1
再 婚	5	100	1	100	0	1	19	100	1	100	0	1
再 婚 後	63	100	2	35	60	3	258	100	1	29	69	1
再 婚 後 再 婚	6	100	1	100	0	1	23	100	1	100	0	1
再 婚 後 再 婚 後	7	100	1	100	0	1	12	100	1	100	0	1

有 配 偶 者 の み

項 目	男 子						女 子					
	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い
	実 数	%					実 数	%				
有 配 偶 者 総 数	833	100	0	31	68	1	1,446	100	1	35	63	1
夫 の 職 業 別												
専 業 的	175	100	1	18	80	1	237	100	0	31	68	1
生 活 的	105	100	1	23	76	0	137	100	0	23	75	2
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	147	100	0	26	74	0	220	100	0	32	68	0
農 漁 業 自 営 者	338	100	1	43	56	0	425	100	2	41	58	1
職 業 別	14	100	1	100	0	1	21	100	1	100	0	1
職 業 別	20	100	1	100	0	1	20	100	1	100	0	1
職 業 別	12	100	1	100	0	1	17	100	1	100	0	1
職 業 別	22	100	1	100	0	1	69	100	1	100	0	1
妻 の 職 業 別												
専 業 的	226	100	1	37	61	1	272	100	1	38	60	1
生 活 的	9	100	1	100	0	1	31	100	1	100	0	1
職 業 別	152	100	1	37	61	1	200	100	1	43	56	0
職 業 別	394	100	0	25	74	1	548	100	0	30	68	2
職 業 別	52	100	0	33	67	0	95	100	1	36	63	0

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の職業別 女子対象者の場合は本人の職業

(8) ある人から娘を嫁にくれとたのまれたのですが、娘は気が進みません。でもその人には大変世話になつて居るのですが、どうしたらよいでしょう。

項 目	男 子						女 子					
	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い
	実 数	%					実 数	%				
総 数	1,131	100	2	46	50	2	1,677	100	3	49	44	4
市 部 別												
市 部	434	100	1	43	53	3	660	100	1	46	50	3
部 部	697	100	2	47	49	2	1,017	100	4	51	41	4
年 齢 別												
20歳以下	321	100	1	48	49	2	543	100	2	49	47	2
23歳以下	269	100	1	41	57	1	410	100	1	54	42	3
34歳以下	231	100	1	43	52	4	313	100	2	47	47	4
45歳以下	176	100	1	43	54	2	214	100	6	46	45	3
56歳以下	128	100	4	58	3	6	181	100	8	46	39	7
67歳以上	6	100	1	100	0	1	16	100	1	100	0	1
学 歴 別												
小学校以下	24	100	12	42	38	8	99	100	10	38	42	10
小 学	239	100	2	51	42	5	550	100	5	53	38	4
高 中	530	100	1	48	48	3	584	100	1	53	43	3
専 門 学 校	218	100	0	39	60	1	373	100	1	42	54	3
大 学	111	100	0	32	66	2	40	100	0	30	70	0
未 既 婚 別												
未婚	217	100	1	43	52	4	219	100	2	43	53	2
既 婚	833	100	2	46	50	2	1,446	100	3	51	43	3
再 婚	5	100	1	100	0	1	19	100	1	100	0	1
再 婚 後	63	100	3	48	48	1	258	100	5	46	44	5
再 婚 後 再 婚	6	100	1	100	0	1	23	100	1	100	0	1
再 婚 後 再 婚 後	7	100	1	100	0	1	12	100	1	100	0	1

有 配 偶 者 の み

項 目	男 子						女 子					
	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い	総 数		あ た り ま え	事 務 的 に よ る	よ く な い	わ か ら な い
	実 数	%					実 数	%				
有 配 偶 者 総 数	833	100	2	46	50	2	1,446	100	3	51	43	3
夫 の 職 業 別												
専 業 的	175	100	1	36	62	1	237	100	0	47	52	1
生 活 的	105	100	1	50	47	2	137	100	4	46	43	6
職 業 別												
商 工 業 自 営 者	147	100	0	44	52	4	220	100	0	57	39	4
農 漁 業 自 営 者	338	100	3	52	43	2	425	100	4	55	38	3
職 業 別	14	100	1	100	0	1	21	100	1	100	0	1
職 業 別	20	100	1	100	0	1	20	100	1	100	0	1
職 業 別	12	100	1	100	0	1	17	100	1	100	0	1
職 業 別	22	100	1	100	0	1	69	100	1	100	0	1
妻 の 職 業 別												
専 業 的	226	100	2	49	46	3	272	100	3	53	40	4
生 活 的	9	100	1	100	0	1	31	100	1	100	0	1
職 業 別	152	100	2	49	46	3	200	100	1	58	37	4
職 業 別	394	100	1	41	56	2	548	100	2	46	48	4
職 業 別	52	100	2	60	38	0	95	100	4	57	37	2

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の職業別 女子対象者の場合は本人の職業

(9) ぐらしには困らないのですが、妻が自分の仕事を家の外に持つことに賛成ですか、反対ですか。

項 目		男 子						女 子					
		総 数		賛 成	仕事による (割合)	反 対	わからない	総 数		賛 成	仕事による (割合)	反 対	わからない
		実 数	%					実 数	%				
総 数		1,131	100	11	43	44	2	1,677	100	12	40	44	4
市 郡 別	市 郡	434	100	10	40	47	3	660	100	10	39	48	3
	部 部	697	100	12	44	42	2	1,017	100	13	40	42	5
年 齢 別	20歳以下	321	100	12	51	36	1	543	100	10	46	39	5
	20歳以上	269	100	14	40	44	2	410	100	12	44	40	4
	23歳以下	231	100	10	41	46	3	313	100	11	36	50	3
	23歳以上	176	100	9	36	53	2	214	100	14	35	49	2
	45歳以下	128	100	11	36	46	7	181	100	16	24	54	6
	45歳以上	6	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
学 歴 別	小学校以下	24	100	25	38	33	4	99	100	21	26	47	6
	小学校以上	239	100	13	34	48	5	550	100	14	32	50	4
	中学以下	530	100	10	44	44	2	584	100	9	43	44	4
	中学以上	218	100	12	46	41	1	373	100	10	47	40	3
	高等学校以下	111	100	11	45	43	1	40	100	5	58	37	0
	高等学校以上	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—
未 既 婚 別	未婚	217	100	12	49	38	1	219	100	12	47	37	4
	既婚	833	100	11	41	46	2	1,146	100	12	40	44	4
	5歳以下	5	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—
	5歳以上	63	100	8	35	51	6	258	100	14	33	48	5
	6歳以下	6	—	—	—	—	—	23	—	—	—	—	—
	6歳以上	7	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—

有 配 偶 者 の み

夫の職業別	有配偶者総数	833	100	11	41	46	2	1,146	100	12	40	44	4
	専務的	175	100	12	45	42	1	237	100	12	49	36	3
	兼務的	105	100	13	43	43	1	137	100	17	31	48	4
	無業者												
職業別	商業・工業・農業・自営業者	147	100	9	38	50	3	220	100	8	41	49	2
	商業・工業・農業・自営業者	338	100	11	40	46	3	425	100	12	37	45	6
	の	14	—	—	—	—	—	21	—	—	—	—	—
	の	20	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	—
	の	12	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
	の	22	—	—	—	—	—	61	—	—	—	—	—
妻の職業別	専務的	226	100	12	40	46	2	272	100	13	40	42	5
	専務的	9	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—
	兼務的	152	100	13	47	37	3	200	100	13	39	44	4
	兼務的	394	100	10	39	49	2	548	100	11	38	46	3
	兼務的	152	100	12	46	42	0	95	100	9	46	40	5

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の仕事別 女子対象者の場合は本人の仕事

(10) 家事の手伝は男の子より女の子にさせるのがよいと思いますか。

項 目		男 子						女 子							
		總 數		その 思 う	仕事 による	同 じに させ	わ か ら な い	總 數		その 思 う	仕事 による	同 じに させ	わ か ら な い		
		總 數	%					總 數	%						
總	數	1,131	% 100	% 34	% 43	% 22	% 1	1,677	% 100	% 40	% 40	% 19	% 1		
市 郡 別	市 郡	部 部	434 697	100 100	33 34	40 45	27 20	*0 1	660 1,017	100 100	40 41	37 42	2 16	1 1	
年 齡 別	20歳以下	20歳以上	321	100	31	46	23	*0	543	100	35	44	21	*0	
	23歳以下	23歳以上	269	100	29	46	25	*0	410	100	37	41	21	1	
	40歳以下	40歳以上	231	100	38	39	21	2	312	100	45	37	16	2	
	45歳以下	45歳以上	175	100	37	39	22	2	214	100	46	39	14	1	
	50歳以下	50歳以上	128	100	38	40	20	2	181	100	49	32	16	3	
	60歳以下	60歳以上	6	100	—	—	—	—	16	100	—	—	—	—	
学 歴 別	不 小 高 中 専 不	就 小 以	24 239 530 218 111 9	100 100 100 100 100 —	46 36 36 30 28 —	25 43 42 46 44 —	21 19 21 23 28 —	8 2 1 1 0 —	99 550 584 373 40 31	100 100 100 100 100 —	50 48 39 30 30 —	36 34 42 45 45 —	11 17 18 24 25 —	5 1 1 1 0 —	
	未 既 婚 別	配	婚 偶 居 別 婚 偶	217 833 5 63 6 7	100 100 100 100 100 —	32 33 — 46 — —	46 43 — 35 — —	21 23 — 16 — —	1 1 — 3 — —	219 1,146 19 258 23 12	100 100 100 100 100 —	34 40 — 46 — —	43 40 — 37 — —	22 19 — 15 — —	1 1 — 2 — —

有 配 偶 者 の み

夫の職業別	有配偶者総数	833	100	33	43	23	1	1,146	100	40	40	19	1
	専給事的	175	100	28	42	29	1	237	100	28	47	25	0
	生活者	105	100	33	47	20	0	137	100	45	34	20	1
	商工業者	147	100	35	39	24	2	220	100	42	37	20	1
	農漁其不無	338	100	34	44	21	1	425	100	44	40	15	1
妻の仕事別	職の事を手配する者	14	100	—	—	—	—	21	100	—	—	—	—
	内職の事を手配する者	20	100	—	—	—	—	20	100	—	—	—	—
	専給事的	12	100	—	—	—	—	17	100	—	—	—	—
	生活者	22	100	—	—	—	—	61	100	—	—	—	—
	商工業者	226	100	35	46	19	10	272	100	41	40	18	1
妻の仕事別	内職の事を手配する者	9	100	—	—	—	—	81	100	—	—	—	—
	専給事的	152	100	28	42	28	2	200	100	39	42	18	1
	生活者	394	100	35	42	22	1	548	100	40	39	20	1
	商工業者	52	100	39	33	32	2	95	100	41	42	17	0

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の仕事別 女子対象者の場合は本人の仕事

(11) ある人が大変よい結婚の話を持ってきてくれましたが相性がよくないと云われました。この場合あなたならば断りますか、それとも相性などにはこだわりませんか。

項 目	男 子					女 子					
	総 数		断 る	こ だ わ ら な い	わ か ら な い	総 数		断 る	こ だ わ ら な い	わ か ら な い	
	実 数	%				実 数	%				
総 数		1,131	100	26	69	5	1,677	100	38	55	7
市 部 別	市 部	434	100	18	76	6	660	100	25	70	5
	部 部	697	100	32	64	4	1,017	100	46	45	9
年 齢 別	20歳以下	321	100	18	74	8	543	100	27	66	7
	20-24	269	100	20	76	4	410	100	35	57	8
	25-29	231	100	26	71	3	313	100	41	53	6
	30-34	176	100	33	64	3	214	100	49	44	7
	35-39	128	100	54	40	6	181	100	56	36	8
	40歳以上	6	—	—	—	—	16	—	—	—	—
学 歴 別	小学校以下	24	100	67	21	12	99	100	62	28	10
	小 学	239	100	43	52	5	550	100	53	38	9
	中 学	530	100	28	67	5	584	100	34	58	8
	高 中	218	100	11	85	4	373	100	17	78	5
	専 門	111	100	6	92	2	40	100	2	98	0
	不 詳	9	—	—	—	—	31	—	—	—	—
未 既 婚 別	未婚	217	100	14	78	8	219	100	24	68	8
	既 婚	833	100	28	68	4	1,146	100	39	54	7
	死 産	5	—	—	—	—	19	—	—	—	—
	不 詳	63	100	43	51	6	258	100	43	50	7
	不 詳	6	—	—	—	—	23	—	—	—	—
	不 詳	7	—	—	—	—	12	—	—	—	—

有 配 偶 者 の み

夫の職業別	有配偶者総数		833	100	28	68	4	1,146	100	39	54	7
	俸給生活者	事務的	175	100	9	88	3	237	100	19	75	6
		勞務的	105	100	31	65	4	137	100	35	59	6
	前農漁其不無	工業自営者	147	100	23	73	4	220	100	36	57	7
		農漁自営者	338	100	40	56	4	425	100	53	39	8
		その他明職	14	—	—	—	—	21	—	—	—	—
			20	—	—	—	—	20	—	—	—	—
			12	—	—	—	—	11	—	—	—	—
			22	—	—	—	—	69	—	—	—	—
	妻の仕事別	本職のある者	226	100	36	60	4	272	100	51	42	7
内職として		9	—	—	—	—	31	—	—	—	—	
家事の手伝い		152	100	32	64	4	200	100	46	47	7	
専業主婦		394	100	20	75	5	548	100	30	63	7	
その他		52	100	48	52	0	95	100	45	45	10	

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の仕事別 女子対象者の場合は本人の仕事

(12) お砂糖の配給があつたので目方をはかつてみたら大分足りないのです。この場合あなたは配給所に申出ますか、だまつていますか。

項 目	男 子					女 子					
	総 数		申 出 る	だ ま っ て い	わ か ら ない	総 数		申 出 る	だ ま っ て い	わ か ら ない	
	実 数	%				実 数	%				
總 数		1,131	100	90	9	1	1,677	100	82	16	2
市 部 別	市 部	434	100	90	8	2	660	100	87	12	1
	部 部	697	100	89	10	1	1,017	100	79	19	2
年 齢 別	20歳以下	321	100	93	6	1	543	100	87	11	2
	20-24	269	100	90	8	2	410	100	87	12	1
	25-29	231	100	91	9	0	313	100	81	18	1
	30-34	176	100	90	9	1	214	100	78	21	1
	35-39	128	100	82	18	0	181	100	63	35	2
	40歳以上	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 歴 別	小学校以下	24	100	71	29	0	99	100	63	35	2
	小 学	239	100	87	12	1	550	100	76	23	1
	中 学	530	100	91	8	1	584	100	85	13	2
	高 中	218	100	91	9	0	373	100	90	9	1
	専 門	111	100	92	7	1	40	100	68	7	5
	不 詳	9	—	—	—	—	31	—	—	—	—
未 既 婚 別	未婚	217	100	93	7	0	219	100	88	8	4
	既 婚	833	100	89	10	1	1,146	100	82	16	2
	死 産	5	—	—	—	—	19	—	—	—	—
	不 詳	63	100	89	11	0	258	100	74	26	0
		6	—	—	—	—	23	—	—	—	—
		7	—	—	—	—	12	—	—	—	—

有 配 偶 者 の み

有配偶者総数	833	100	89	10	1	1,146	100	82	16	2	
夫の職業別	専 業 的	175	100	90	8	2	237	100	90	9	1
	生活者	105	100	91	9	0	137	100	77	20	3
	商工業自営者	147	100	92	6	2	220	100	84	15	1
	農業漁業他明職	338	100	88	11	1	425	100	79	20	1
	の	14	—	—	—	—	21	—	—	—	—
	不詳	20	—	—	—	—	20	—	—	—	—
		12	—	—	—	—	17	—	—	—	—
		22	—	—	—	—	69	—	—	—	—
妻の職業別	本職のある者	226	100	86	13	1	272	100	76	22	2
	内勤として	9	—	—	—	—	31	—	—	—	—
	外勤として	152	100	86	13	1	200	100	84	15	1
	専業的のみ	394	100	93	6	1	548	100	86	12	2
	生活者のみ	52	100	85	13	2	95	100	73	21	1

註 *0=1%未満

実数の少ないものについては%の計算を省略した

夫の職業別 男子対象者の場合は本人の職業

妻の仕事別 女子対象者の場合は本人の仕事

婦人週問世論調査

労働省婦人少年局

本調査票は労働省婦人少年局から配布されております。婦人少年局では婦人少年が労働者となるようになりつつあると考えられております。今日ではみなさんの生活が、労働者によって支えられており、労働者といふことが、いかに重要であるかを、ぜひともご理解いただき、ぜひともご協力をお願いいたします。

1956.1.10.

- 1) 労働者から夫の家の生活費をもらうのは、どう思われますか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 仕方ない。 ハ. 事による。 ニ. 必要なくていい。 ホ. 夫から正しくもらう。
- 2) 子供達がみんな家業を継ぐのは、どう思われますか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 誰か一人に。 ハ. 長男に。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 3) 自分が結婚したいと思う相手がいなくても、親の望みで結婚するのは、どう思われますか。
 - イ. 親の望みに。 ロ. 自分の意思で。 ハ. 結婚しない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 4) 夫が亡くなったお金が必要になったので、妻は結婚をしない。妻の嫁入り時のお金を貸して、そのお金を返さなければならぬ。その場合、夫として妻の生活を支えていくべきか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 5) 夫が自分というものを、いつまでも守るという責任を負うべきか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 6) 夫が家をつくるものとして、他の家族よりも特別大切にしなければならぬ。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 7) お金を手前だけで子供を養育することがありますが、これは必要ない。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 8) ある人が結婚を断るに決めたとき、その人は結婚を断るべきか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 9) 妻は結婚を断るに決めたとき、その妻は結婚を断るべきか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 10) 家業の子供は、男の子より女の子にさせるのがよい。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 11) ある人が夫より結婚を断るに決めたとき、その人は結婚を断るべきか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。
- 12) お金に困窮したとき、夫は妻を支えるべきか。
 - イ. 必要ない。 ロ. 必要ない。 ハ. 必要ない。 ニ. 必要ない。 ホ. 必要ない。

No. 調査地域 調査番号 調査員氏名

1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 11 ☐ 12 ☐

全世帯に1人ずつ
 姓 氏 1. 姓 2. 氏 3. 姓 4. 氏 5. 姓 6. 氏 7. 姓 8. 氏 9. 姓 10. 氏 11. 姓 12. 氏
 年齢 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

労働者の世帯に1人ずつ
 姓 氏 1. 姓 2. 氏 3. 姓 4. 氏 5. 姓 6. 氏 7. 姓 8. 氏 9. 姓 10. 氏 11. 姓 12. 氏
 年齢 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

労働者の世帯に1人ずつ
 姓 氏 1. 姓 2. 氏 3. 姓 4. 氏 5. 姓 6. 氏 7. 姓 8. 氏 9. 姓 10. 氏 11. 姓 12. 氏
 年齢 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

労働者の世帯に1人ずつ
 姓 氏 1. 姓 2. 氏 3. 姓 4. 氏 5. 姓 6. 氏 7. 姓 8. 氏 9. 姓 10. 氏 11. 姓 12. 氏
 年齢 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

封建性についての調査地域表

調査地域番号	調査地域名	調査対象者数	調査地域番号	調査地域名	調査対象者数
1	北海道函館市	149	31	長野県更級郡大岡村	45
2	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町	49	32	止伊郡南筑前村	81
3	〃 弘前市	57	33	岐阜県武儀郡下牧村	40
4	岩手県胆沢郡水沢村	56	34	静岡県周智郡森田村	60
5	宮城県桃生郡前谷地村	52	35	〃 駿東郡愛郷村	49
6	秋田県平鹿郡増田町	51	36	愛知県名古屋市中千種区	33
7	山形県西置賜郡長井村	44	37	〃 渥美郡田原町	60
8	福島県郡山市	48	38	〃 磐前郡大浜町	42
9	茨城県久慈郡大子町	49	39	三重県一志郡小野江村	49
10	〃 真壁郡柴島村	50	40	〃 松阪市	54
11	栃木県那須郡下江川村	49	41	京都府久世郡宇治町	39
12	群馬県邑楽郡大川村	51	42	〃 京都市中京区	89
13	〃 太田市	53	43	大阪府南河内郡長野町	89
14	埼玉県南埼玉郡栄町	51	44	〃 大阪市城東区	60
15	千葉県千葉市	48	45	兵庫県神戸市須磨区	25
16	〃 香取郡豊和村	46	46	〃 朝来郡東河村	48
17	東京都新宿区	45	47	奈良県奈良市	54
18	〃 品川区	61	48	〃 吉野郡下市村	49
19	〃 江戸川区	53	49	鳥取県気高郡湖山村	28
20	神奈川県茅ヶ崎市	53	50	島根県出雲市	74
21	〃 愛甲郡中津村	51	51	広島県山県郡安芸村	46
22	〃 高座郡渋谷町	54	52	徳島県徳島市	38
23	〃 中郡大磯町	43	53	〃 板野郡松島町	54
24	〃 横浜市中区	31	54	福岡県高田郡西村	57
25	新潟県中頸城郡平九村	39	55	〃 八幡市	40
26	〃 高田市	60	56	長野県市高木郡神代村	48
27	富山県下新川郡野中村	46	57	熊本県熊本市	42
28	石川県河北郡高松町	51	58	大分県別府市	42
29	〃 江沼郡月津村	35	59	〃 南海郡川原村	40
30	山梨県甲府市	62	60	鹿児島県出水郡三笠町	46

計 2956

1951年4月10日印刷
1951年4月15日発行

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町一番地
労働省婦人少年局

印刷人

東京都千代田区麹町五丁目二番地
杉田 弥 太 郎

印刷所

東京都千代田区麹町五丁目二番地
杉田屋印刷株式会社

